

I よくあるQ&A【調査主旨（調査目的など）】

通番	Question	Answer
1	本調査の目的はなんですか？	ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物及び使用製品は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB特措法」という。）により処理期限が定められており、PCBを含有する安定器（以下「安定器」という。）について、静岡県内の事業者は2021年3月までに処分を完了させなければなりません。期限内の処分完了に向け、県が所在を把握していない安定器の保有状況を確認するため、安定器の所有者調査を実施しています。
2	調査対象はなぜ昭和52年3月以前に建築された建物なのですか？	PCBを含有した照明器具の安定器は昭和52年4月以降に建築された建物には使用されていません。よって、昭和52年3月までに建築された建物（に設置されている安定器）を調査対象としています。
3	住宅部分も調べる必要がありますか？	家庭用の照明器具にはPCB含有安定器は使われていないことが分かっているため調査不要です。
4	昭和52年3月以前の建物はないが、回答する必要がありますか？	誤って調査対象者にリストアップしてしまった可能性があります。お手数をおかけしますが、調査対象者リストから外しますので、調査票1枚目の管理番号と氏名等を記入していただき、欄外に「対象建物なし」と記載してご返送下さい。
5	過去にも同様な調査票が届いている。今回も記入する必要はありますか？	安定器に関する調査は初めてとなっております。ご面倒お掛けしますが、ご協力お願い致します。
6	特措法で届け出ておりますが、記入、返送は必要でしょうか？	お手数お掛けして申し訳ありませんが、その旨を記入してご返送下さい。
7	調査票の回答は義務（法律によるもの）でしょうか？	義務ではありませんが、PCB含有安定器の処分期限が迫っており、静岡県において該当機器がどこに何台あるかを把握する為、情報収集しております。ご協力をお願い致します。
8	行政や国は費用負担しないのですか？	既に国や各行政、また各メーカーもそれぞれ出資し、処理をすすめているところです。
9	なぜ個人宅へ届くのですか？	建物の登記情報を元に調査を行っていますが、居宅以外に何か別の用途でも申請していると対象となります。
10	いつから調査しているのですか？	約6年前から自治体ごとに順次調査を行っています。安定器に特化した調査は、昨年度から行うようになりました。
11	物置等で使用する裸電球やスポットライトは、調査対象ですか？	一般家庭照明器具となるため、調査対象外です。

Ⅱ よくあるQ & A 【PCBなど全般】

通 番	Question	Answer
12	PCBを含有した安定器が見つかりました。どうすればいいですか？また、処分のための費用はかかりますか？	法律で定められた処理施設（JESCO）で処分する必要があります。また、処理施設への運搬や処分の費用は所有者の方の負担ですが、処分については助成制度を利用できる場合があります。
13	PCBを含有した安定器が見つかりました。処理の手続きはどうすればいいですか？	JESCOで処理する事になります。窓口をご紹介致しますので、そちらへご相談下さい。03-5765-1935（登録窓口）
14	PCBを含有した安定器が見つかりました。助成制度について聞きたいです。	一定の条件を満たす中小企業者、個人については軽減措置があります。 ※補助金：中小企業は処分料金の70%、個人は処分料金の95% 詳細は、窓口をご紹介するので、そちらへお電話下さい。 0120-808-534（JESCO中小軽減担当）
15	PCB含有又はその恐れのある安定器を持っていますが、処理期限を過ぎてしまうとどのような問題が生じますか？	PCBを含有した安定器などは処理期限を過ぎると処理施設が閉鎖されて処理できなくなります。 また、処理期限までに適正に処理しないと法により処罰される場合があります。
16	PCBとは何ですか？	人体に有害な化学物質です。1957年(S32年)～1972年(S47年)製造の照明器具安定器に含まれている可能性があります。
17	処分方法について教えてください。	高濃度P C B含有機器としてJESCOで処分することになります。 JESCO登録窓口03-5765-1935へお問合せ下さい。
18	処理に費用はかかるのですか？	申し訳ありませんが、処理費用が発生します。中小企業・個人の場合には料金が軽減されますので、JESCO中小軽減担当0120-808-534へお問い合わせ下さい。
19	調査費用が発生しますが、負担していただけますか？	大変申し訳ありませんが、本調査における費用負担はありません。
20	届出はどこで行うのですか？	健康福祉センターの廃棄物担当課で行っています。 ※下記、各地域の健康福祉センターの廃棄物担当課の連絡先を案内する ■ 賀茂健康福祉センター 0558-24-2053 下田市中531-1 ■ 東部健康福祉センター 055-920-2106 沼津市高島本町1-3 ■ 中部健康福祉センター 054-644-9288 藤枝市瀬戸新屋362-1 ■ 西部健康福祉センター 0538-37-2248 磐田市見付3599-4 ※管轄市町については一覧表を参照のこと。 ※静岡市、浜松市については各市へ問合せいただくようお願いのこと。
21	P C B含有安定器の廃棄について、電気工事業者への周知はしているのですか？	静岡県よりPCB含有安定器の廃棄について ■ 静岡県電気工事工業組合 ■ 静岡県電業協会 へ周知しております。

Ⅲ よくあるQ&A 【調査記入方法】

通番	Question	Answer
22	同じ調査票が複数枚届いている。どうすればいいのですか？	記入者情報を記入していただき、欄外に重複している調査番号を記載してご返送下さい。
23	建物が複数ある。今回、調査対象となっている建物はどれですか？	昭和52年3月以前に建築された建物です。調査票にリストがありますが、それ以外にありましたら、合わせてご記入下さい。
24	締切を過ぎてしまいましたが、これからお送りしてもよいでしょうか？	差出有効期間内であれば同封されている封筒で郵送して下さい。 ※返信用封筒は平成30年10月31日まで有効
25	昭和52年以前の建物だが改装し照明器具は全て取り替えたが、記入、返送は必要でしょうか？	返送いただくよう、ご協力をお願いします。
26	(調査票記入について) 記入者は誰でもよいですか	本調査の内容についてお分かりになる方でしたら、連絡のとれる方なら誰でも結構です。
27	調査票Q1の「調査対象建物」とはどこの建物のことですか	「PCB含有安定器の所有者調査について(お願い)」の3.あなたの調査対象建物の所在地に記載がある建物です。

IV よくあるQ&A 【確認方法（PCB含有の確認など）】①

通番	Question	Answer
28	電気工業者に調査を依頼しようと思いません。費用は誰が負担するのですか？	所有者の方が負担してください。
29	銘板が読めないものがあります。どうすればいいですか？	昭和52年3月以前に建てられた建物で、銘板の読めない安定器がある場合は、PCB含有機器として処理する必要があります。JESCO 登録窓口 03-5765-1935へご連絡をお願い致します。
30	安定器とは何ですか？	照明器具の裏側や内部に設置され、電灯のちらつきを安定させる装置です。 ※電源とランプの間に抵抗を入れて電流を一定に安定させます。
31	調査方法を教えてください。	まずは、建物の築年を確認し、昭和52年3月以前かどうか確認して下さい。 次に、昭和52年3月以前なら、照明器具ラベルを確認して下さい。 (メーカーと製造年月日がわかれば、ある程度は判断可能) わからない場合は、蛍光管の裏にある板を外し、中の安定器の表示を確認していただくか、照明設備を管理している電気工業者、ビルメンテナンス会社、お近くの工務店へご相談下さい。
32	調査は危険ではないのですか。	簡易の(ラベル)調査については特に危険ということはありません。ただし、銘板の確認等で高所作業や電気器具を取扱う作業が危険と思われる場合は、電気工事士や電気主任技術者の資格を有する電気工業者等にご相談することをお勧めします。(有料)
33	危険なPCBに触れ、何かあったら(行政や県で)責任をとってくれるのですか？	国や県では責任は負いかねます。また、簡易の(ラベル)調査については特に危険ということはありません。安定器の破損や液漏れが発生し、危険と思われる場合は、電気工事士や電気主任技術者の資格を有する電気工業者等にご相談することをお勧めします。(有料)
34	照明器具は2~3個しかありません。自分で調べる事は可能ですか？	低い位置の天井にある蛍光灯でしたら、一般の方でも調査可能です。カバーを取り外し、安定器の銘板を読み取り、メーカーに問合せして下さい。 なお、高所作業や電気器具を取扱う作業が危険と思われる場合は、電気工事士や電気主任技術者の資格を有する電気工業者等にご相談することをお勧めします。(有料) ※低い位置→3m以下を想定
35	数が多くて確認できません。	大変な作業となり、時間がかかるかと思いますが、少しずつ作業をすすめていただき、確認のご協力をお願いします。
36	廃業しているが、調査の必要はあるのですか？	廃業している事業者様でも調査の必要があります。お手数お掛け致しますが、よろしく申し上げます。
37	今は建物を使用していない、調査するのですか	現在は使用していない建物についても、PCB使用製品残存の可能性があるため、調査が必要です。お手数お掛け致しますが、よろしく申し上げます。
38	ビルに入っているテナントなので、照明器具の事はわかりません。	お手数かけて申し訳ありませんが、ビルの管理会社様にお渡し下さい。
39	調査対象住所に物件を持っていません。	今回は一部の調査票において、住所ではなく地番を表記しているため、住所と少し異なっています。地番についてはお近くの法務局へご連絡下さい。
40	ここはマンション(アパート)です。どうしたらいいでしょう？	集合住宅は、共有部分にPCBが使用されている可能性があるため、お手数ですが、マンション(アパート)の管理人様にお渡し下さい。

V よくあるQ&A 【確認方法（PCB含有の確認など）】②

通番	Question	Answer
41	電気主任技術者とはどういう方か？ また、電気主任技術者はいないがどうすればよいですか？	電気主任技術者とは電気設備がある事業所でその設備を管理されている技術者免許を持った方をいいます。自家用電気工作物設置者として届出されている事業所には必ず電気主任技術者が必要です。外部委託されている場合もあるので、社内の電気設備の管理を担当されている方に問い合わせてください。
42	蛍光灯・水銀灯・ナトリウム灯の見分け方は？	蛍光灯：「事務室」「教室」等の室内で使用され、日常生活でも最も多い照明 水銀灯：「体育館」「工場」「防犯灯」等で使用され、白色系でかなりまぶしい照明 ナトリウム灯：「街灯」「トンネル」等で使用されるオレンジ色系の照明 ※見分けが難しい場合は、電気工事業者または工務店へご相談下さい。
43	安定器の大きさは、どれくらいあるのですか？	蛍光灯：20～30cmぐらいの長方形 水銀灯・ナトリウム灯：40～50cmぐらいの長方形
44	水銀灯の安定器の設置場所はどこですか？	取り付け台やポール収納ボックスに設置されています
45	(確認作業の手引き) ①の照明器具のラベルで確認できたら、②の安定器の銘板の確認は不要ですか	はい、ラベルで製造年・力率・Hf表示のうち、どれか一つでも該当し、PCBが含まれていない確認ができた場合は、銘板の確認は不要です。
46	ラベル・銘板でもPCB含有の確認ができない場合はどうしたらよいですか	確認できない場合は、日本照明工業会のホームページで確認するか、メーカーに問合せをお願いいたします。また、銘板が剥がれている、汚れている等で確認できない場合は、「PCBを含んでいる」と判定します。←調査票記入
47	建物を取り壊した際に電気器具を業者に持って行ってもらったが、PCB有無確認のため業者に連絡をした方がいいですか？	可能な限り調査協力依頼をお願いします。 確認が難しい場合は、Q1「照明器具の有無」について全て無にマルをつけて調査票の余白に「該当建物なし」と記入し、返送してください。

VI 関連団体について

【(公益財団法人) 産業廃棄物処理事業振興財団について】

名称：	公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 (JAPAN INDUSTRIAL WASTE MANAGEMENT FOUNDATION)
所在地：	〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目1-18 (ヒューリック虎ノ門ビル10階)
設立：	平成4年12月3日 (厚生大臣設立許可厚生省生衛第1000号)
指定：	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律第16条に基づき 厚生大臣指定法人 (平成4年12月24日 厚生省収生衛第1073号) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第13条の12に基づく 産業廃棄物適正 処理推進センターとしての厚生大臣指定法人 (平成10年7月1日 厚生省収生衛第879号)

【中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (JESCO)について】

名称 (英文名称)	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (Japan Environmental Storage & Safety Corporation: JESCO)	
	会社概要のパンフレットのダウンロードはこちら (1,438KB) 	
設立	平成16年4月1日	
資本金	17,624百万円(全額政府出資)(平成29年11月10日現在)	
監督官庁	環境省	
会社根拠法	中間貯蔵・環境安全事業株式会社法 (平成15年5月16日法律第44号)	
会社定款	中間貯蔵・環境安全事業株式会社定款 	
会社形態	根拠法に基づき、国等の委託を受けて行う中間貯蔵事業と、旧日本環境安全事業株式会社のPCB廃棄物処理事業を行う、国の全額出資により設立された特殊会社	
目的	「中間貯蔵の确实かつ適正な実施の確保を図り、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することに資するため、中間貯蔵に係る事業を行うとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の确实かつ適正な処理その他環境の保全に資するため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係る事業並びに環境の保全に関する情報及び技術的知識の提供に係る事業を行うことを目的とする」(同法第1条)	